

**改正**

平成27年3月26日公営企業管理規程第8号

平成31年3月27日公営企業管理規程第2号

深谷市上下水道事業運営審議会運営規程

(趣旨)

**第1条** この規程は、深谷市上下水道事業運営審議会条例（平成18年深谷市条例第224号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、深谷市上下水道事業運営審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(招集)

**第2条** 会長は、審議会を招集しようとするときは、会議の日時、場所及び付議事項をあらかじめ委員に通知しなければならない。

(会議録)

**第3条** 会長は、次に掲げる事項を記載した会議録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席及び欠席した委員の氏名
- (3) 付議事項の内容
- (4) 審議の経過及び結果

2 会議録には、会長の指名した2人以上の委員が署名しなければならない。

(その他)

**第4条** この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

**附 則**

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

**附 則**（平成27年3月26日公営企業管理規程第8号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

**附 則**（平成31年3月27日公営企業管理規程第2号）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。